

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成16年11月4日(2004.11.4)

【公表番号】特表2001-527431(P2001-527431A)

【公表日】平成13年12月25日(2001.12.25)

【出願番号】特願平9-521511

【国際特許分類第7版】

A 6 1 B 17/34

A 6 1 B 17/06

【F I】

A 6 1 B 17/34

A 6 1 B 17/06

【手続補正書】

【提出日】平成15年12月5日(2003.12.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

15.12.-5
平成 年 月 日 適

特許庁長官 今井康夫 殿

1. 事件の表示 平成9年特許願第521511号

2. 補正をする者

事件との関係 出願人

名 称 ローマ リンダ ユニヴァーシティー
メディカル センター

3. 代理人

住 所 東京都千代田区丸の内3丁目3番1号
電話(代)3211-8741

氏 名 (5995) 弁理士 中村 稔



4. 補正命令の日付 自 発

5. (本補正により請求の範囲に記載された請求項の数は合計「32」となりました。)

6. 補正対象書類名 明細書

7. 補正対象項目名 請求の範囲

8. 補正の内容 別紙記載の通り



請求の範囲

1. 近位端と遠位端とを有する中空拡張器であって、該中空拡張器の側壁を貫通して形成された少なくとも1つの表示穴を有する中空拡張器と、
近位端と遠位端と有し、前記拡張器に係合するようにした細長ボディ部分を備えたレトラクターとを有し、
前記レトラクターの遠位端は、前記拡張器の前記表示穴に近接して配置され
る、
ことを特徴とする、患者の血管構造における創傷を開鎖しやすくする装置。
2. 前記レトラクターの遠位端と前記表示穴との距離は、約1.5mmである、請求項1に記載の装置。
3. 前記レトラクターの遠位端と前記表示穴との距離は、大腿動脈壁の厚さより若干大きい、請求項1に記載の装置。
4. 前記拡張器の側壁を貫通して形成された第2表示穴をさらに有し、前記第2表示穴は、前記拡張器の遠位端からの距離が前記第1表示穴と同じように配置される、請求項3に記載の装置。
5. 前記第1表示穴と前記第2表示穴とは、互いに略対向して配置されている、請求項4に記載の装置。
6. 前記細長本体は、2つの協働部分に分離可能であり、前記協働部分は、前記協働部分が互いに当接するとき、チャンネルが前記近位端から前記遠位端まで前記ボディ部分を完全に貫通して形成され、且つ前記拡張器が、前記チャンネル内に少なくとも部分的に嵌るように構成される、請求項3に記載の装置。
7. 前記中空の拡張器の前記遠位端は、開口を有し、前記拡張器は、案内ワイヤを摺動可能に前記遠位端に亘って収容するように構成されている、請求項6に記載の装置。
8. 前記レトラクターは、前記ボディ部分の前記近位端と連通するハンドルを有する、請求項7に記載の装置。
9. 前記ボディ部分は、生物適合性工学ポリマーである、請求項3に記載の装置。
10. 前記ボディ部分は、エラストマーである、請求項3に記載の装置。
11. 前記ボディ部分は、金属である、請求項3に記載の装置。

12. 2つの細長ボディ部分に分離可能なボディを有するレトラクターであって、前記ボディ部分は、前記部分が互いに当接するとき、前記本体を貫通するチャネルが前記部分の間に形成されるように構成されたレトラクターと、開放した近位端と、開放した遠位端であって、該遠位端に亘る案内ワイヤを受け入れるようにした、開放した遠位端と有し、前記本体内で前記チャネルに挿入されるように構成され、且つ前記側壁を貫通して形成された少なくとも1つの穴を有する中空の拡張器と、を有することを特徴とする患者の血管構造における創傷を閉鎖しやすくする装置。
13. 複数のポートを備えたYコネクターをさらに有し、前記ポートの1つで前記拡張器の前記近位端に取り付けられている、請求項12に記載の装置。
14. 前記Yコネクターの前記ポートの1つで取り付けられた負圧源をさらに有する、請求項13に記載の装置。
15. 前記表示穴に近接する前記拡張器の部分は、前記拡張器が大腿部動脈の傷に部分的に挿入されて、表示穴が前記血管内に配置されるとき、大腿部動脈壁を収容するように構成されている、請求項12に記載の装置。
16. 前記拡張器は、前記細長ボディ部分の遠位端を収容するように構成された座をさらに有する、請求項12に記載の装置。
17. 前記座は、切り欠きを有する、請求項16に記載の装置。
18. 前記座は、前記表示穴に近接して位置決めされる、請求項16に記載の装置。
19. 前記座と前記表示穴との距離は、大腿部動脈壁の厚さより若干大きい、請求項18に記載の装置。
20. 前記座と前記表示穴との距離は、約1.5mmである、請求項18に記載の装置。
21. 前記中空の拡張器に接続された負圧源をさらに有する、請求項16に記載の装置。
22. 前記負圧源は、注射器である、請求項21に記載の装置。
23. 前記負圧源は、前記拡張器の前記開放した近位端に取り付けられる、請求項21に記載の装置。
24. 血管閉鎖装置をさらに有する、請求項16に記載の装置。

25. 前記血管閉鎖装置は、外科クリップアプリケータ組立体を有する、請求項24に記載の装置。
26. 前記クリップアプリケータは、前記細長ボディ部分間を摺動するよう構成されている、請求項25に記載の装置。
27. 前記細長ボディ部分は、前記拡張器が前記チャンネル内に少なくとも部分的に配置されるように、前記拡張器上に配置される、請求項12に記載の装置。
28. 前記ボディ部分の少なくとも1つの遠位端は、前記少なくとも1つの表示穴に近接して位置決めされる、請求項27に記載の装置。
29. 前記少なくとも1つのボディ部分の前記遠位端と、前記少なくとも1つの表示穴との距離は、大腿部動脈壁の厚さより若干大きい、請求項28に記載の装置。
30. 前記少なくとも1つのボディ部分の前記遠位端と、前記少なくとも1つの表示穴との距離は、約1.5mmである、請求項28に記載の装置。
31. 前記拡張器の側壁を貫通して形成された第2表示穴をさらに有し、前記第2表示穴は、前記拡張器の遠位端からの距離が前記第1表示穴と同じように配置される、請求項12に記載の装置。
32. 前記第1表示穴と前記第2表示穴とは、互いに略対向して配置される、請求項31に記載の装置。